

後期高齢者医療保険料の改定について

平成28年度・29年度後期高齢者医療保険料改定(骨子)

1 保険料率

	H28・29	現行	増減 (増減率)
均等割額	43,870円	43,050円	+820円 (+1.90%)
所得割率	9.06%	8.30%	+0.76ポイント (+9.16%)
一人当たり年間 保険料額(軽減後)	58,378円	57,432円	+946円 (+1.65%)

2 主な変動率(2年平均)

- ① 被保険者数の H26・27からの伸び +5.52%(前回+3.05%)
- ② 一人当たり医療給付費の H26・27からの伸び +3.75%(前回+2.84%)
※消費税の増率(平成29年4月から)+2%と診療報酬改定▲0.515%を加味した後の値
- ③ 後期高齢者負担率の上昇 10.73% ⇒ 10.99%
- ④ 一人当たり所得額の H26・27からの伸び ▲3.50%(前回+1.40%)

3 改定幅を抑制するための対応

- ① 引き上げ幅軽減のための資金活用
(内訳) ◆剰余金の活用 約6,050万円(前回改定時の剰余金は、約4,144万円)
◆県財政安定化基金の活用 9億円
◆事業運営基金の活用 9億円

このことにより、一人当たり年間保険料額について、6.13%の引き上げ幅を1.65%に抑えることが可能となった。

4 その他の改正点(国の改正による)

- ① 均等割保険料の軽減対象の拡充
【2割軽減の拡大】軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
(現行) 基準額 33万円+47万円×被保険者数
(改正後) 基準額 33万円+48万円×被保険者数
【5割軽減の拡大】軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
(現行) 基準額 33万円+26万円×被保険者数
(改正後) 基準額 33万円+26.5万円×被保険者数

平成28年度・29年度 保険料率等について(総括)

① 保険料率

均等割額	43,870円
所得割率	100分の9.06

② 保険料率の試算(2年間合計)

費用	415,251,582千円	医療給付費・財政安定化基金拠出金・保健事業費・審査支払手数料・葬祭費	
収入	371,646,704千円	国 4/12 県 1/12 市町 1/12 支払基金(支援金) 4/10 第三者納付金など	うち、保険料抑制のための補填 基金活用額 (内訳) 剰余金 60,495千円 財政安定化基金交付金 9億円 事業運営基金繰入金 9億円
保険料収納必要額	41,744,384千円	費用－収入	この措置により、保険料の引き上げが 緩和される。
見込収納率	99.3%	【参考:平成26年度収納率】 全体分徴収率:99.35% うち、普通徴収徴収分:98.18%	
保険料賦課総額	42,038,654千円	保険料収納必要額 ÷ 収納率	
被保険者数	517,482人	H28年度見込 256,433人	H29年度見込 261,049人
一人当たり保険料額 (軽減前)	年額 81,237円	均等割額 43,870円	保険料賦課総額 ÷ 被保険者数 所得係数 0.86149362212 均等割:所得割 = 54:46
	月額 6,770円	所得割額 37,367円	
		均等割額 3,656円	
		所得割額 3,114円	